

第4回秋田地方・家庭裁判所合同委員会議事概要

秋田地方・家庭裁判所事務局総務課

1 日時

平成21年11月27日(金)午後3時から午後5時まで

2 場所

秋田地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員, 敬称略・五十音順)

(地裁) 秋山渉, 河村吉晃(委員長, 家裁兼務), 小松弘子, 佐川博之, 佐野元彦, 杉山陽子, 布村希志子, 馬場純夫

(家裁) 小田橋昭仁, 狩野節子, 河村吉晃(委員長, 地裁兼務), 根田絵美子, 榊原光悦, 佐々木繁, 柴田健, 鈴木陽一, 戸田郁夫, 山下忠佑

(説明者)

(地裁) 小野事務局長, 清野事務局次長, 品川刑事首席書記官

(家裁) 鹿内事務局長, 藤原事務局次長

(庶務)

(地裁) 成田検審局長, 星庶務係長

(家裁) 小野総務課長, 高山課長補佐

4 進行

(1) 模擬裁判員等選任手続の体験

(2) 意見交換(は委員長, は委員, は説明者の発言)

テーマ「裁判員制度の検証について」

【裁判員候補者に送付した呼出状等の書類の内容等について】

質問票の回答要領中, 「質問票だけでは辞退できると裁判所が判断できなかった場合には裁判所にお越しくください。特に連絡はいたしません。ご不明な場合には, 裁判所までお問い合わせください。」とあるのは, どういう趣旨か。

質問票だけで辞退できると裁判所が判断した場合は, 裁判所にお越しいただく必要がなくなったことを書面又は電話で連絡をしている。それ以外の場合に

は、連絡しないので、裁判所にお越しいただくことになる。なお、不明な場合の照会には回答している。

質問票の回答要領中、「13 その他のご事情がある方」欄で「裁判員となることや裁判所に行くことによりあなたや第三者の身体上・精神上又は経済上の重大な不利益がある場合には、辞退をすることができます。」という表現は分かりにくいのではないか。

これは政令で定められた辞退事由をそのまま記載したものであり、確かに抽象的で分かりにくいかもしれない。ただ、大抵の方については、回答要領中の1から12までの質問で足りると思われることから、それには当てはまらない方のために、13の質問でまかなえるようにしたと考えている。

それでは、「その他の事情」の項目には、回答者が自由に書き込めるようにし、その内容を裁判所が判断するというのはどうか。

辞退事由の判断のため、一定の目安を示す表現になっているので、本来全く関係のない諸事情が書かれることを防ぐメリットはあると思う。

耳が不自由な方や精神的に不安定な方などに対しては、実際にどのように対応するのか。

裁判所で手配するので、あらかじめ連絡をしていただくようお願いしている。実際に裁判員裁判1号事件では「8 思い病気又はケガにより出頭困難である方」に事情を記載したものがあつた。

当日急に行けなくなった方への対応について余り触れられていないと感じる。例えば、インフルエンザに感染していることが分かったらどうすればいいのか。「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」の注意事項には、「正当な理由がなくこの呼出しに応じないときは、10万円以下の過料に処せられることがあります。」との記載もあるので、無理して出頭する方もいるのではないか。

「質問票の回答要領」、「ご確認ください。」の書面に、不明な場合には裁判所までお問い合わせくださいの記載をし、直通の電話番号やFAX番号を案内している。この案内により、秋田地方裁判所刑事訟廷事務室が問い合わせに

える形で対応しているが、実際に裁判員裁判1号事件では、当日電話を寄越した例があった。今伺ったお話は、貴重な御意見として検討させていただきたい。

辞退理由について複数回答できるとの説明がないが、あった方がいいのではないか。

只今の御意見についても、今後、検討させていただきたい。国民にとって負担となる制度だということは認識しているので、多大な負担とならないように配慮したいと思っている。

なお、選任手続終了直後におけるプレスリリースメモ(1)(2)のとおり、辞退がかなり認められたため出頭率が高かったとも言えると思う。

「裁判員等選任手続期日のお知らせ(呼出状)」の「呼出状」という表現に違和感があるが、検討の余地はあるか。

正当な理由がなく呼出しに応じないときは制裁があるため、表現としてどこまで工夫できるかであるが、その違和感を和らげる目的で、あえてカッコ書で「呼出状」と表現するよう工夫したと思っている。

法律用語でもあるので、「呼出状」という表現を使わざるを得ないが、検討させていただきたい。

「質問票の回答要領」は字が大きくて見やすいが、「質問票」の1枚目は字が小さくて見づらく、ルビの振り方の基準が不統一であるように見える。特に、「旅費(交通費)・日当などのお知らせ」にルビが振ってあるが不要ではないか。

字が小さくて見づらいものは字を大きくし、ルビについては振るべきものを更に検討して、見やすいものになるようにしたい。

「質問票」は出席できるかどうかについての書面なので、別の標題が相当ではないか。

法律に定められた用語のため、この表現を使うことが前提にならざるを得ないと考えている。

特に、不出頭の場合には、過料の制裁もあり得るため、法律上の用語である「質問票」を別の表題にすると、受け取る側も法律上のものなのか分からない

場合も出てくるため、趣旨を明確にする必要はあろう。ただ、これらの書式は全国的に見直しを検討しており、改善される余地はあると思うので、誤解を与えないように配慮したい。

一度裁判員候補者のくじから外れるとどうなるのか。

事件ごとに一度候補者から外れた方はその年の呼出対象にはならない。裁判員候補者に選ばれた方は辞退の申し出ができるが、辞退が認められた方は候補者名簿から削除されないため、裁判員候補者に再度選ばれる可能性がある。

【裁判員等選任手続について】

パワーポイントを使った説明のときに、「机上の」などのように書き言葉で話していたが、「机の上にあります」のような柔らかい表現で話した方がいいと思う。

言葉遣い全般について、再検討させていただきたい。

集団で行う質問手続では、自らの仕事の売り上げなどを説明して出席できないことを申し出る場合があると思うが、他者に知られる状況の中で、それができるようにするための方策は考えているのか。

「質問票」に辞退が認められる事情が書いてあれば、それを前提にして呼び出すかどうかを検討している。集団で行う質問手続の中で細かなことを説明するといったことは余りないと思う。

集団質問手続で個別事情を申し出た方には、個別質問に切り替えることを予定している。

【手続運営等に当たり考慮すべき事項について】

どのようにして裁判員の意見が反映されたのか。

裁判員になった方は、意識も高く、裁判所も工夫をしているので、裁判員裁判1号事件ではむしろ積極的に御意見をいただいて手続を進めることができたと思っている。また、今後、難しい表現を使う場面が出てくるかもしれないが、できるだけ平易な言葉で分かりやすい表現をするように心がけたい。

被告人質問のとき、裁判員が同じ質問をしてもいいのかとか、こんなことまで聞いてもいいのかなど、質問の仕方に関する改善の余地について話し合った

のか。

裁判は、証拠書類や当事者の話を聞いて判断するのが基本であるが、裁判員が必ず質問しなければいけないというものでもない。また、感情を出し過ぎるのは市民感覚とは言えないし、裁判の本質から外れてしまうこともある。裁判員裁判1号事件では、裁判員が勇気がなくて質問しづらい様子があったので、裁判官が休憩時間に何か聞いてほしいことはないかを伝えたが、この方法は相当だと思っている。

評議や法廷での質問の方法は、井戸端会議ではいけないし、かといって、固過ぎてはいけないというジレンマがある。

結果的に選任された裁判員の構成に偏りがあっても構わないのか。例えば、全員が男性でも女性でも構わないのか。

男女比、年齢、仕事等全部無作為である。

不公平な裁判をするおそれがあるかどうかに関して、秋田のように小さい県だと報道で知っている方が通常だと思うので、「質問票」の記載内容をよく吟味する必要があると思っている。

事件関係者等であれば裁判員に選任しないが、事件を報道で知っているかどうかは秋田で裁判員選定上の必要な情報かどうかについては、今の「質問票」では余り意味をなさないと思っている。

裁判員等選任手続で本人確認をしているのか。例えば、性犯罪の被害者と同じ出身地の人を選ばないとすれば、「質問票」には住所を書く欄があったらいいのではないか。また、事件によって質問内容を変えられるのか。

本人確認は呼出状を持参したかどうかで行っている。疑わしいときは受付の場所に設置したつい立ての裏で個別にお聞きするようにしている。性犯罪の被害者に対する配慮としては、青森のケースのように、候補者名簿を事前に開示して問題のある候補者を外すように配慮するのが現行法上の限界であり、事前に候補者から外すのは法律上難しいと思う。検察庁と連携して配慮していきたい。

5 今後の予定について

次回の委員会は地方裁判所委員会，家庭裁判所委員会ごとに開催すること並びに次回のテーマ及び期日は追って定めることとした。

(以 上)